

捕鯨、その現代的視点

—ベルリン・イニシアティブをめぐる—

和 仁 皓 明

目 次

- 1、第55回国際捕鯨委員会（ベルリン）
- 2、「ベルリン・イニシアティブ」とは
- 3、ベルリン・イニシアティブとICRWとの異同
- 4、IWC下関会議と先住民捕鯨枠について
- 5、ベルリン・イニシアティブの本質
- 6、科学委員会の勧告を尊重する立場
- 7、反捕鯨諸国の側面と戦術
- 8、次のステップへ

1、第55回国際捕鯨委員会（ベルリン）

2003年6月16日から19日まで4日間にわたって、ドイツのベルリンにおいて第55回国際捕鯨委員会（以下IWCと略）が開催された。

6月20日付け朝日新聞朝刊は、この会議に関しベルリン19日共同通信の配信記事として次のように報道した。見出しは白抜き三段で「日本IWCの脱退も」、行替えて「鯨保存委設立に反発、分担保金は態度留保」という派手なもので、コメントは「ベルリンで開かれていた国際捕鯨委員会（IWC）総会に出席した森本稔日本代表は19日、総会終了後に記者会見し、IWCとの関係見直しについて『その辺も考えないといけない。いろいろなオプションがある』と述べ、IWC脱退も選択肢との考えを示した。」と報道した。

これまで捕鯨については、国内でも日本だけが捕鯨反対の国際世論に逆らって実施してきたようなマスコミの論調の中で、1951年にIWCの一加

盟国として参加してきて以来、ほぼ半世紀にわたって反捕鯨諸国と論議を尽くし、また調査捕鯨を通じて鯨資源の回復状況について多くの科学的なデータを示してきた日本が、このベルリン会議を契機として、捕鯨をめぐる国際関係を崩壊させてしまうような受け取られ方をされかねない印象を与える報道であった。

その影響もあろうか、筆者がこのベルリン会議に日本側NGOとして参加し、帰国してから多くの人々から日本のIWC脱退の可能性について打診されたが、実際にはベルリン会議における日本政府代表の論調を目の当たりにしてきた印象からは、この新聞報道は、これまでの数十年にわたる論議の経過と、さらにここ数年の捕鯨推進諸国と半捕鯨諸国との論議の流れを見極めずに、共同通信社の配信をそのまま鵜呑みにしてしまった、いささか悲観的に過ぎる報道であったように思える。事実その数日後、首相官邸において水産庁長官とともに森本政府代表がベルリン会議の報告を首相に行った際に、IWCからの脱退を行わないようにという首相指示が出されている。

平成16年4月3日受理

ただこのような報道がなされるほどベルリン会議は、捕鯨推進諸国と捕鯨反対諸国が先鋭的に対立し、退席による意思表示、非難の応酬、議事進行手続きをめぐる主導権争いなどの、極めて緊迫した会議になったことは確かであり、そのような厳しい対立の根底にながれるものは、昨年の下関における第53回 IWC における、いくつかの対立からの表層底層の流れの帰結とも考えられるのである。換言すれば IWC における日本政府のリーダーシップは、反捕鯨諸国たちにとって次第に多数決だけでは押し切りにくい様相を呈してきたために、なんとしてでも反捕鯨の、それも絶対無差別反捕鯨ののろしを上げなければ、彼等の背後にいる真の反捕鯨推進者たちの意にそぐわない、という局面に直面しているようにも考えられるのである。

その2003年ベルリン会議の象徴的存在は、いわゆる「ベルリン・イニシアティヴ」と呼ばれる、直訳すれば「国際捕鯨委員会における保護活動強化に関するベルリン動議」という、オーストラリア他17カ国の提案による決議案である。

そして、その決議案の起爆剤となった可能性のある2002年下関会議での象徴的伏線は、これまで何の抵抗もなく全加盟国の合意で可決されてきた、恒例の議案、「今後5年間のホッキョククジラ捕獲枠に関する付表修正案について(米国・ロシア共同提案)」の否決であった。これは、これまで IWC を意のままに牛耳ってきた米国の提案が、始めてルールにのっとなって否決された歴史的なエポックになった議決であった。当然その影響が底流となって陰に陽に2003年 IWC にも、さらには今後の IWC の方向にも反映されると考えられるのである。

上記のような IWC における対立の新しい局面を踏まえて、水産庁捕鯨班長森下丈二氏(遠洋課課長補佐)は、「IWCベルリン会議を終えて」という表題のコメントで、「下関会議で捕鯨推進国群と反捕鯨国群の勢力が拮抗するようになって、今後捕鯨推進国群が捕鯨再開に向かえるか、または反捕鯨国群との摩擦が大きくなって、IWC が分裂崩壊するかという岐路に立っている」(鯨ポータル・サイトより要約引用)という見解を述べている。分裂崩壊の予測は別にしても、下関会議

でのホッキョククジラ捕獲枠に関する議決が、今後の IWC の運営に何らかの変化をもたらすであろうという予測は、森下氏だけではなく、日本政府代表の森本稔氏や政府代表代理の小松正之氏が、共にいろいろな場面で発言していて、この結果が単なる議決上の勝ち負けではなく、今後の IWC の運営にかなりの影響を及ぼすであろう、という予感を感じさせるものになったのである。

2、「ベルリン・イニシアティヴ」とは

ここで、「ベルリン・イニシアティヴ」と略称される決議文の概要を表-1に紹介する。決議文は前文と本文の二つに分かれている。この訳文は水産庁在籍のN氏の私的な翻訳を参考にしながら筆者が訳出したもので、なるべく分かりやすい表現を心がけたため、国際法的には必ずしも適正な訳語になっていない可能性があること、ならびに誤訳の責任はすべて筆者にあることをお断りしておきたい。(表中アンダーラインは筆者による)

表-1 国際捕鯨委員会における保護活動強化に関するベルリン動議(要約)

(前文の要約)

- 1) 国際捕鯨取締条約(ICRW)の第一の目的が「鯨類という偉大な自然資源を未来の世代のために保護することが世界諸国の利益」であるにもかかわらず、
- 2) IWC設立の初期段階ですでに大型鯨類の資源量が枯渇していたこと、並びに過去25年間にIWCがICRWの保護目的の実現に向けて大きく貢献してきたことを想起し、
- 3) 100件を超える保護目的の決議の採択と種々の付表改正を通じ、IWCは大型鯨類の保護に関して大きな貢献を達成する組織へと国際的にも認められるようになってきたこと、そしてそれらの決議や付表改正作業を通じてさらなる鯨類保護志向の活動を推し進めてきたことに留意し、
- 4) 1948年の設立以来、大型鯨類に関連する種々の関連国際条約が締結されてきたこと、
- 5) 過去の決議や付表改正に際して種々の抵抗があったことから、IWCが保護目的を特に強調する適切な活動が可能なる方策をとれるように、今後の作業を効率的に組織することを熟考する。

(本文の要約)

したがって、IWCはいまここに、

- 1) (省略：この動議の歓迎)
- 2) (省略：この動議に協力した加盟国の支持)
- 3) (保護委員会の設立)

ICRW第3条4項に基づき、すべての加盟国により構成される保護委員会を設立することを決定する。したがってこれに付随して予算配分が行われるよう、委員会規則M・1項を改訂する。

- 4) (保護委員会の業務)

保護委員会に以下のことを委任することを決定する。

 - (1) この決議を全面的に受け入れ、IWCにおける今後の保護活動に関する準備と勧告。
 - (2) IWCの支持による当該保護活動の諸事業の実施。
 - (3) 保護活動の継続を目的とする事業の維持改善のためのIWCへの提言。
- 5) (省略：保護委員会の最初の招集)
- 6) (省略：他の国際機関・条約との関連についての指示)
- 7) (科学委員会との関連)

科学委員会に対して、この決議で保護委員会に任されている事項の実施について助言を求めること、並びに科学調査事項にホエール・ウオッチング、環境問題、(鯨の)行動調査などを科学委員会の責任のもとに保護活動と協同して実施することを求める。

- 8) (財源の問題)

保護志向の研究に関連した保護活動の個別事項を遂行するための財源を加盟国が活用できるように、保護委員会はIWCに対して、保護委員会が適切な財源基金の創設(拠出予定者の特定を含む)の方策を探索するように求める。その目的のために、IWCは科学研究の援助や発展途上国の研究者、研究機関の能力向上の援助を優先的に取り扱うこと、かつ同様の国際基金を立ち上げている他の環境保全の国際機関や条約の経験を活用する。
 - 9) (省略：次回の年次総会までの準備事項の指示)
- (提案国：オーストラリア、オーストリア、ブラジル、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、ケニア、メキシコ、モナコ、オランダ、ニュージーランド、ポルトガル、サンマリノ、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、英国、米国)

ここでIWCにおけるすべての意思決定は、1946年に加盟諸国によって署名、1948年に効力が発生し、1951年に日本国が批准して加入したという歴史のある「国際捕鯨取締条約(International Convention for the Regulation of Whaling: ICRWと略)」に規定されている投票方法に準拠していることを想起する必要がある。したがって、「ベルリン・イニシアティヴ」なる決議案の問題点を論議するためにも、また先述の「ホッキョククジラ捕獲枠に関する付表修正案について」という決議案を否決したことを論議するためにも、そもそ

もICRWに鯨の保護に関していかなる規定をしているのか、その規定のいかなる部分が「ベルリン・イニシアティヴ」提案国にとって不十分と判断されたのか、またその意思決定方法のいかなる部分が、それまで絶対的に賛成決議を獲得していた提案ですら否決されたのが明確にならない。

したがって、ここで「国際捕鯨取締条約(ICRW)」の主要な部分を紹介する。訳文は(社)自然資源保全協会によるものを下敷きに行っているが、文責は筆者にあることをお断りする。(表中アンダーラインは筆者による)

表一 国際捕鯨取締条約(要約)

(前文の概要)

- 1) 鯨類という偉大な自然資源を未来の世代のために保護することが世界諸国の利益であり、
- 2) 捕鯨の歴史から地域的、鯨種的に乱獲されていたので、ここですべての種類の鯨の保護が緊要で、
- 3) 捕獲を適切に取り締まれば鯨類の繁殖が可能で、天然資源の減少を招かずに捕獲数を増やし得て、
- 4) 広範囲の経済的、栄養的な欠乏を招くことなく、可能な限り速やかに鯨類資源量が最適水準に回復することが共通の利益であって、
- 5) この目的を達成する過程で、生息数が減少した鯨種については回復期間を与えるため、捕鯨作業は、捕獲に耐える鯨種に限定すべきことを認識し、
- 6) 過去の捕鯨に関する国際取り決めの原則に基づいて、鯨種の適切で効率的な保護と生息数の増大を確保するため、捕鯨業に国際取締制度を設けること、そして鯨類の適切な保護を図りかつ捕鯨業の秩序ある発展を可能にする条約を締結することを決定し、下記の通り協定した。

第1条(条約が付表と不可分であること、および適用範囲)

第2条(用語の定義)

第3条(国際捕鯨委員会の構成、投票ルール、国連との関係)

- 2、・・・委員会の決定は、投票委員数の単純過半数で行う。ただし、第5条に基づく行動については、投票委員数の4分の3の多数によらねばならない。

- 4、委員会はその委任する任務の遂行のために望ましいと認める小委員会を、委員会委員、専門家、顧問などによって設置することができる。

第4条(鯨、捕鯨に関する研究と調査)

第5条(付表の改訂に関する規定)

- 1、委員会は鯨類資源の保護及び利用について、(a)保護される鯨種及び保護されない鯨種、(b)解禁漁期及び禁漁期、(c)解禁漁水域及び禁漁水域、(d)各鯨種ごとの大きさの制限、(e)捕鯨の時期、方法及び捕獲量、(f)漁具、装置及び器具の型式・仕様、(g)測定方法、(h)捕獲報告

並びに他の統計的および生物学的記録、(i)検査方法、
に関して付表の規定を随時改訂することができる。

2、付表の改訂は、(a)条約の目的を遂行するため並びに
鯨資源の保護、開発、最適の利用を図るために必要な
もの、(b)科学的認定に基づくもの、(c)・・・、
(d)鯨の生産物の消費者及び捕鯨産業の利益を考慮にい
れたものでなければならない。

3、(改訂の手続き、異議申し立てなど)

第6条 (加盟国に対する勧告)

第7条 (加盟国の資料の送付先)

第8条 (調査捕鯨に関する事項)

1、この条約の規定にかかわらず、締約政府は、同政府
が適当と認める数の制限及び他の条件にしたがって自
国民のいずれかが科学研究のために鯨を捕獲し、殺害
し、処理することを許可する特別許可書をこれに与え
ることができる。またこの条の規定による鯨の捕獲、
殺害、及び処理はこの条約の適用から除外する。(認
可の報告と当該政府による取り消しの規定)

2、前記の特別許可書に基づいて捕獲した鯨は、実行可
能な限り加工し、また取得金は許可を与えた政府の発
行した指令書にしたがって処分しなければならない。

3、(各締約政府による調査捕鯨の科学的資料の委員会
または指定団体への報告義務)

4、母船及び鯨体処理場の作業に関連する化学的資料の
継続的収集と分析が捕鯨業の健全で建設的な運営に不
可欠であることを認め、締約政府はこの資料を得るた
めに実行可能なすべての措置を捕るものとする。

第9条 (条約の規定を侵犯・違反した場合の締約政府が執
らねばならない処置)

第10条 (条約批准、加盟、効力発生についての規定)

第11条 (条約からの脱退についての規定)

(1946年12月署名、1948年11月効力発生、1951年日本加入)

3、ベルリン・イニシアティヴとICRW との異同

ベルリン・イニシアティヴの前文は、ICRW
の前文の1)(アンダーライン部分)の「鯨類と
いう偉大な自然資源・・・」というフレーズを
そのまま引用しているが、それに続く表現に「鯨
資源の保護」のためには、「保護目的を特に強調
する」活動が必要だとして、そのために「保護委
員会を設立し(本文3)」「(すでに存在している)
科学委員会を保護委員会の要求による調査(本文
7)」に動員することができるようにすること。
捕鯨推進加盟国がこの委員会設置に反対する可能
性を見越して、IWC以外から「財源基金を創設

し(本文8)」、IWC内の小委員会であってもI
WC以外の拠出者(例えばグリーンピースのよう
な反捕鯨団体のような)の公募などの手段によっ
て、研究調査費用の援助が受けられるようにして
おく。さらに、ここで提案されている科学調査の
基本的な考えの中には、捕鯨の実務から離れて「
ホエール・ウォッチングや環境問題(本文7)」を
包含しようとする考え方があって、この問題はこ
れまでのIWCの行動規範であったICRWとか
なり違和感を生ぜしめる立脚点に立っている。

表-2に示したように、ICRWにおいては「鯨
類という偉大な自然資源を未来の世代に・・・」
という前文がベルリン・イニシアティヴと等しい
としても、この条約の前提条件は、前文6)に明
記されているとおりの「鯨類の適切な保護を図り
かつ、捕鯨業の秩序ある発展」にあって、その目
的のために「可能な限り速やかに鯨類資源量が最
適水準に回復すること」を共通の目的とし、「捕
鯨業に国際取締り制度を設ける」というのが基本
的な理念であった。

さらに、第5条(付表の改訂に関する規定)の
2項(d)には、ICRWが締結された当時の加盟国
が何らかの形で、捕鯨産業に関与していた実績を
反映していて、「鯨の生産物の消費者ならびに捕
鯨産業の利益(interests)を考慮に」という条文
が存在している。この部分は、付表に規定されて
いる保護対象でない鯨種の捕鯨実施にも反対を表
明したい反捕鯨諸国の立場と、先住民捕鯨に関す
る例外規定については国内事情から賛意を表明し
たいロシア、米国との立場が相反するところなの
だが、次に触れる調査捕鯨に関する条項との関連
でベルリン・イニシアティヴ提案諸国にとって否
定したい条項に違いない。

日本の調査捕鯨活動は、反捕鯨諸国にとって極
めて不愉快らしく毎年のIWCにおいて、調査捕
鯨は実質的にICRWで捕鯨中止した大型鯨類の
商業捕鯨であるという非難決議を提案するのであ
るが、しかしICRWにおける調査捕鯨に関する
条文は極めて明快に日本の行動を支持している。
すなわち、第8条1項で、調査のための捕鯨はこ
の条約の適用外であることと、調査捕鯨で捕獲し
た鯨は可能な限り加工し処分(食用)していいと
規定している。ただ日本政府が適当と認める捕獲

数の制限の部分で、恣意的な数量の判断では国際的な信認を得られないので、日本政府の決定は国際的に認められている極めて妥当な科学的根拠に基づく判断に準拠しているのである。

これらICRWに盛り込まれている大型鯨類の保護活動を行いながら、資源数回復を根拠にするミンク鯨の保護鯨類指定の適用除外提案、日本沿岸における小規模なミンク鯨捕鯨再開のための付表-10の改正提案とか、日本の調査捕鯨枠の拡大などが進められていくことに対する反捕鯨諸国の苛立ちが、ベルリン・イニシアティブの前文5)に「過去の(反捕鯨)決議や付表改正に際して種々の抵抗(challenges)が」と言わしめているものと推測される。

ここで後述の対立点や採決の結果の評価などを論議するために、IWCにおける意思決定法についてふれることにする。IWCの投票ルールはICRWの第3条に明記されている。すなわち「委員会の決定は、投票委員数の単純過半数」、ただし「第5条に基づく行動については投票委員数の4分の3の多数」である。投票委員数とは加盟国政府代表が委員で国ごと1名だから、委員数と国数は一致する。したがって通常のIWC議決は、加盟国のうち過半数を獲得すればIWCの決定になる。さきに引用したベルリン・イニシアティブはこの条項に準拠した採決である。ただこの条項による採決は、加盟国が署名しかつ批准したICRWおよび付表そのものの効力に及ぶものではないことに留意する必要がある。

それに対して「第5条に基づく行動」という4分の3の多数を獲得しなければならない議決事項とは、「付表の改訂に関する規定」であって、ここに規定されているのは、保護すべき鯨種とか、漁期、水域、捕鯨方法など、現実の捕鯨行動の実務に関する事項である。当然加盟国の4分の3の賛同を得るのは簡単なことではないので、そのような実務については、変更し難くしている条約なのだと理解できる。恐らく、この条約に加盟国が署名した1946年当時は、加盟国それぞれが捕鯨に何らかの形で関与していたので、そのことによって得られる何らかの権益をあまり左右されたくな

いという思惑から、変更し難い条約に作ったのであろう。それで、日本が日本沿岸で零細な捕鯨業者救済のため、年間50頭くらいのミンク鯨を捕らせて欲しいと提案しても、これは付表改正事項になるので4分の3の賛同が必要になり、常に否決されるという破目に陥るのであった。

4、IWC下関会議と先住民捕鯨枠について

先にIWC下関会議を契機として、IWC加盟国の捕鯨肯定・反捕鯨のバランスが変化すると、森本日本政府代表、小松政府代表代理や森下捕鯨班長がともども発言していると述べた。それは、多年にわたって捕鯨肯定派国の加盟を誘致することに努力してきて、捕鯨肯定の票数が多くなってきたこと。また科学委員会での改訂管理方式(RMP)の実質的な討議と論理的な結論を、反捕鯨派の国々といえども無視できなくなってきた、というようなことの積み重ねによるものであろう。

このバランスの変化が明確に見えるようになったのは、下関会議における米ロ両国提案のホッキョク鯨の先住民捕鯨枠に関する決議の否決であった。アラスカ、シベリア地域に居住する先住民(イヌイトならびにチュクチ族)に対するホッキョク鯨捕鯨枠認定は、これまでは許容捕鯨枠を科学的根拠で認定するというよりも、先住民の食習慣なり捕鯨民俗を許してやろうという、人道主義的裁定というセンスで、例年全会一致の合意事項として裁決されてきた提案であった。しかし稀少鯨の保護という科学的な立場から見ると、ホッキョク鯨の生存数は3千頭を切り、その捕鯨を許容するには問題があった。だが先住民捕鯨枠は例年の通りという意識でのんびり構えていた米国・ロシアは、ともに下関会議では全会一致でなく投票採決にすべきという議事の流れ、そしてこれが4分の3の賛成票が得られなければ、提案が否決される付表の改正に相当する議決事項だ、ということの再認識であわてたことであろう。結果は、日本政府からの日本の零細な沿岸捕鯨業者と、その周辺地域の社会経済的な支援という観点から、資源量の多いミンク鯨を対象に、年間50頭を限度としての捕鯨を認めて欲しいという提案(付表改訂

事項)を否決しておきながら、それよりはるかに資源量が少なく、絶滅の恐れがあるホッキョク鯨の捕鯨を認めるというのは、たとえ先住民民俗の維持という観点を考慮に入れたにせよ、ダブルスタンダードではないかという正論に賛同する票が入った。この先住民ホッキョク鯨捕鯨枠の承認議案は4分の3の賛同票を得られず、両国ともにIWC加盟以来初めての提案否決という局面に立たされた。米国はこれまで反捕鯨の立場のリーダーとしてIWCを牛耳ってきただけに、米国民への福祉政策のような先住民の既得権を否定されたということは、極めて不面目な立場に立たされたわけで、これで丸一日以上議場が混乱したことは周知の通りである。

この否決については、当時の新聞論調や読者投書欄などでは、「経済大国が何も先住民の権利を剥奪しなくても」、といった同情論的な意見を表明したのが多かったように思う。しかし日本政府はもともと日本沿岸のミンク鯨を含む小型鯨捕鯨は、文化的にも社会的にも伝統ある捕鯨様式で、米口先住民たちのホッキョク鯨捕鯨と本質的に変わらないと主張してきた。すなわち鯨類資源保護を名分とするIWCの哲学から見れば、米口両国がホッキョククジラの保護と、ミンククジラの保護とを同等の判断基準で主張するべきで、ホッキョク鯨の資源量を正しく見るなら、米口先住民たちへの民俗重視政策を止めざるを得ない。日本政府の主張は、ホッキョク鯨は捕らせろ、ミンク鯨は捕るなという米口両国の提案を通せというのは矛盾で、米口両国の恣意的なダブルスタンダードだと衝いたのである。だから米口先住民たちに捕鯨させないが目的ではなく、させるなら同じ基準を日本の沿岸小型鯨捕鯨にも適用しようという論理だから、米口両国提案に合理性を認めなかった国々が、日本政府の主張を受け入れ、否決にまわった結果が票決に現れたのである。

この票決はそれまでの米国主導のIWC、いつでも反捕鯨国群の主張が正しく、捕鯨肯定国群は自然環境の保護より商業主義を優先しているのではないかといった誤解を覆すもので、その意味で第54回IWC下関会議は、質的に重要な票決が成立した会議だったと評価するべきなのである。

このホッキョク鯨問題は、その後2002年10月14

日英国ケンブリッジにおけるIWC特別会合において、米国およびロシアは先住民捕鯨捕獲枠(5年間で280頭)に関して、日本政府の主張であった科学委員会の2004年資源評価による勧告に従って、毎年捕獲頭数を見直し修正する旨の宣言をして合意された。ただこのとき日本が再提案した日本沿岸捕鯨の救済捕鯨枠設定の決議については4分の3の賛成票は取れず再び否決されたものの、ただその票決は16対19(棄権2)であって2分の1票決ならばあわやという僅差であった。しかしこの僅差は、日本の沿岸小型鯨捕鯨がかつての商業主義的捕鯨への回帰ではないということが、国際的に理解されつつある過程ではないかと読めるのである。

5、ベルリン・イニシアティブの本質

ここで、ホッキョククジラ捕獲枠の設定について、科学委員会の2004年資源評価を尊重すべきという、ケンブリッジにおける日本政府の主張が、これまで全会一致の合意決議で裁決されてきた、米口先住民ホッキョク鯨捕鯨枠の認定に反映されたことは、その後のIWCにおける種々の提案、採決の変化に関して重要な伏線になったことを指摘しておきたい。すなわちこれまで反捕鯨諸国の政府代表たちは、科学委員会の調査結果や勧告を尊重してきたかという、実はそうではなくて、ほとんど無視しながら政府代表としてIWCの意思決定に参画してきたのが実態であった。その好例がミンク鯨の資源量評価であって、すでに科学委員会では南氷洋水域のミンク鯨資源量は76万頭と推定した。日本政府はじめ捕鯨肯定諸国は、76万頭という資源量ならばIWCで合意されている計算方式(改訂管理方式)に準拠して計算すると、生物学的に総資源量が減少しない最低捕獲数は年間2000頭である。しかしそれを管理的捕鯨量として認めるように提案しても、米国を筆頭とする反捕鯨諸国連帯の票数で否決されてきているのである。その米国が科学委員会の勧告に従って、先住民たちのホッキョク鯨捕鯨枠を見直すことに賛同したと理解していい訳で、これも次へのステップとして極めて重要な伏線になる。そこで2003年6月16日開会の第55回IWCベルリン会議に入るの

である。

この会議の意義として二つの重要な提案とその採決が挙げられよう。その一つがこの会議の冒頭で反捕鯨派の国々によって提案された、「ベルリン・イニシアティヴ」と気取った名前をつけた保護委員会設置の決議案だった。この決議案は2分の1票決事項なので、いろいろ論議はあったが結局可決された。しかしこの2分の1票決の決議事項というのは、国際法的に見て一種の主張決議であって、加盟国に対してどの程度の拘束力があるかという問題になるといささか疑問がある。すでに日本をはじめとして捕鯨肯定諸国は、この委員会に関しては財政負担を拒否すると声明しているのが現状である。その意味でIWCにおける票決方法の違いによる問題の重さについて、報道機関は必ずしも十分な理解がなかったせいも、保護委員会の設立が可決されたという報道を、いかにも日本をはじめ捕鯨肯定諸国が、国際社会で敗北し孤立したというような悲観的新聞論調になった。

ここで、ベルリン会議で唐突に「ベルリン・イニシアティヴ」なる提案で保護委員会を、現時点での反捕鯨諸国連帯での票読みでは確実に採択される可能性のある、2分の1票決提案を強行した真の意図はどこにあるかを考えよう。

この委員会設置決議の意味については、水産庁の森下丈二氏は、前述のコメントのなかで「反捕鯨勢力は（下関会議で明らかになった）両勢力の拮抗に重大な危機感を持ち、過半数を制することが出来ている今のうちになんとか反撃したいと考えて、保護委員会設立決議を提案したと理解しています」（カッコ内は筆者補足）と述べている。筆者も上述の流れを論理的に追跡してみると、反捕鯨国群がまったく科学委員会の提出するデータを無視し、科学的な根拠を持ち得ずに「データ不十分」とか、「別な説の科学者もいる」といった説得力のない発言で、日本やノルウェイの諸提案を葬り去る非合理性が、いつまでも続かないのではないかという危機感を持って来たに違いないと推測している。その根拠として、これまでのIWCの議場内での応酬だけでなく、IWCを取り巻く種々の国際情勢の変化が、反捕鯨諸国の判断に反映してきていることも見逃せないトレンドであろうと判断できるからである。

それら反捕鯨国群の代表たちが、意識せざるを得ない要因を列挙してみよう。

- 1) これまで反捕鯨の牙城であった自然保護基金（WWF）が、持続可能な捕鯨のあり方について冷静な議論をする時期が来たと表明したこと。
- 2) 鯨による魚資源の捕食量が無視できず、漁業と鯨類との間の生態バランスを秩序ある形にするための方策を、真剣に討議する時期にきていること。
- 3) ミンク鯨、マッコウ鯨の資源量回復が客観的に認識されてきたこと。そして繁殖力や量的な捕食量の差から、このまま放置することが少くともミンク鯨に関しては、ナガス鯨、シロナガス鯨のような大型鯨類の資源回復の妨げになる可能性が出てきたこと。

この他にも、もっといろいろな要因を挙げることができようが、とりあえずこの三つだけ考えても問題は大きい。そして重要なことは、これらの諸要因はすべて日本が問題提起し、国際社会が次第にその主張に耳を傾け、かつ同調し始めたことなのである。その動機には21世紀末までに予測される地球人口の増加と、その人口を維持するための食料確保の問題が避けて通れないということがある。このような認識に立つならば、IWCの議論の焦点はもはや自然環境維持のための捕鯨対反捕鯨であっては手遅れであって、水産資源トータルの立場から鯨類資源の放置を容認するか、または水産資源の生態バランス回復のために鯨類の資源量管理を前提においた、鯨類捕獲の人為的介入を主張するかという次元の論議に展開しなければならないのである。

特に第2の鯨類による魚資源の捕食問題は、日本政府によって実施されてきた調査捕鯨によって明らかにされ、日本が国際的に強く主張している事実であって、最近は多くの漁業者たちが実感としてその事実を認識してきている。ただこの問題に関して反捕鯨諸国は、概ね水産資源の減少は乱獲によるもので、鯨類捕食のせいではないと主張していて、事実の認識にずれがある。しかし日本政府はデータに基づき、反捕鯨諸国はデータに基づいていないので、これは時間とともに国際世論は日本の主張に耳を傾けざるを得ないであろう。

6、科学委員会の勧告を尊重する立場

第55回ベルリン会議の二つ目の重要な論点は、この保護委員会設置決議より科学委員会尊重ならびに改訂管理方式を決議案に明確に反映させた、日本政府の北西大太平洋・オホーツク海水域におけるミンク鯨150頭、ニタリ鯨150頭の捕獲枠要求の2提案ではなかったかと考える。この二つの決議案はともに付表の改正を伴うので4分の3票決事項であって、確かに票決という結果だけをみれば多勢に無勢で否決された。しかし本提案の本質は、科学委員会の判断を基盤にした提案論理という観点から、下関会議におけるホッキョク鯨捕獲枠での対立と同じ考え方に立った提案であって、これを否決することは科学委員会のデータの否定につながるという意味で、否決票を投じた多くの反捕鯨諸国は、委員会の意思決定過程に自己矛盾を抱えることになった。

この提案では日本政府は、科学委員会が立案し1992年に承認されている、鯨類資源量の算定方法を決めた改訂管理方式（RMP）に準拠して、北西太平洋、オホーツク海の地域別、資源系統別に、持続可能な捕鯨が適用できる両鯨種の捕獲数を提案した。すなわちオホーツク・北西太平洋における、ミンク鯨のRMP算定方式による捕鯨上限は443頭だが、そのうち150頭だけを捕獲するならばこの水域の資源量は減少しない、という論理で捕鯨枠を設定する。ニタリ鯨の場合も同様の算定方式によれば、北西大太平洋における捕鯨上限は201頭、これを150頭だけの捕鯨枠を設定するというものである。この提案は、いずれも商業捕鯨としての捕獲枠であって、南氷洋調査捕鯨とは別枠という、これもIWCにおけるこれまでの日本の提案としては斬新なものであった。

この提案の立脚点は、それまで15年間にわたって、日本沿岸の小型鯨捕鯨の地域社会における経済的影響を訴求して、せめて年間50頭の商業捕鯨枠を認めて欲しいと提案し続け、それが付表改正にあたる4分の3票決事項であったために常に否定し続けられた、これまでの提案と根本的に異なっている。すなわち、いかなる国も科学委員会の勧告を無視しないという前提に立つならば、この提案を否決するのは先の先住民生存捕鯨枠のホッ

キョク鯨のケースと同様に、こちらは科学委員会の勧告を尊重するが日本提案は尊重しない、というダブルスタンダードを採用せざるを得ず、自己矛盾に陥ってしまう提案なのである。その意味では、下関会議での経過、ケンブリッジ会合での結果を踏まえると、これまでのIWCにおける日本の提案として、極めて論理的かつ実効性を強調した提案だといえよう。さらにこの提案には、捕獲した鯨の頭数が申告どおりかどうかについて、国際的な査察を受け入れるという条件を付与した。この国際査察については改訂管理制度（RMS）という、改訂管理方式に準拠して捕鯨が行われているかどうかの国際査察制度が提案されているのであるが、この制度は永年の討議にもかかわらず未だに成立していないというシステムである。その理由は、前述のようにたとえば南氷洋ミンク鯨についていえば、改訂管理方式による資源量算定に準拠し、その前提で資源量が減少しない捕鯨可能頭数は年間2000頭であることは、すでに合意されている。そこで反捕鯨諸国ではその2000頭を捕鯨させないために、確かに2000頭捕獲したかどうかの査察制度を確立しなければならないと主張し審議中なのであるが、その制度に実現不可能な種々の条件を付け足して、実質的に改訂管理方式に準拠して捕鯨を再開できないように画策しているのである。そのような背景を考えると、改訂管理方式に準拠して鯨資源が減少しない範囲での捕鯨数を提案し、そこに討議引き延ばしに会っている、改訂管理制度にならった国際査察を受け入れるとする日本の提案は、反捕鯨諸国の意表をつき、かつ改訂管理制度の審議引き延ばし行動に対する反対提案になっている。

この日本の提案は結局否決された。しかし反捕鯨諸国にとって翌年のIWCまでに、このIWCで合意を得ている算定方式に準拠した合理性のあるこの日本提案に対し、いかなる反対動議を用意すべきかが課題となった提案になったと考えられる。ただ本提案の採決に際しての反対討論の質の低さは、IWC委員が、科学委員会の調査方式や勧告の科学性について、正しく認識しているかどうか疑わせるものであった。たとえば英国代表の反対根拠は、資源量の算出基準の地域別、系統別の母集団推定は不確実だというものだったが、海

洋資源量の推定値なのだから誤差は当たり前のことで、それゆえ日本の提案には、科学委員会の合意による生物統計上の推定値の信頼区間を示している。そのような代表ばかりではないと思うけれど、その意味ですでに確立されている改訂管理方式を基礎にした、鯨資源量の科学的な算定を認めようとせず、日本提案に対して反対票を投じた諸国は、自らが信頼すべき科学委員会の提案を、恣意的に否定しなければならない、自己撞着の立場に立たされたのであった。

7、反捕鯨諸国の側面と戦術

前述のように、鯨類資源を減少させずに捕獲できる、捕鯨量上限を科学的に算定できる改訂管理方式のような方法が確立され、さらにそれをフェアに国際査察によって、かつてのような乱獲を防止できる、改訂管理制度なる歯止めまで提案しているという現状を考慮し、さらに鯨類資源が確実に増加している、という各種の調査結果などを見ると、さらに執拗に捕鯨行動を阻止しようとする、「ベルリン・イニシアティブ」のような動議の必然性とは何かを疑いたくなる。いやしくも一国の国益を代表してIWCに参加している各国政府代表なのだから、下関会議で負けたからとか今までの主張を変えるのは面目が立たないなどの情緒的な動機ではとても説明がつかない。したがってそのような執拗な阻止が、反捕鯨国群の国益に密接に結びついていると考えざるを得ない。

種々の仮説の成立が考えられるが、この問題は2000年代における鯨類資源の現状から見れば、ICRWが署名された1946年当時の、自然環境保護の意識が強かった頃の資源量、さらに捕鯨行動の休止を勧告された1972年当時の鯨類資源量の状況とは、様変わりしているといえる程量的に増えていると認識できること。にもかかわらず頑強に反捕鯨を、それらの国の意志表明として行動する本質は、要するに捕鯨推進諸国の国民に、鯨肉タンパク質を食料にさせないのが目的なのではないか、と憶測できるのである。そういう観点に立って見ることしよう。

そこで反捕鯨諸国を特定するために、「ベルリン・イニシアティブ」の主要提案国と、(独)日

本鯨類研究所の前理事長の大隅清治氏^{*}がその著書で、反捕鯨国群として挙げた国々のうち、畜産物生産国という観点から無視できない国々を列举してみる。

ベルリン動議：オーストラリア、ブラジル、フランス、ドイツ、メキシコ、ニュージーランド、英国、米国

反捕鯨国群^{*}：オーストラリア、アルゼンチン、ブラジル、チリ、フランス、ドイツ、インド、アイルランド、メキシコ、ニュージーランド、英国、米国

(^{*}：大隅清治「クジラと日本人」岩波新書(2003)による)

表3： 牛肉生産・輸出実績の上位10カ国
(FAO 生産統計年報、貿易統計年報) (単位：千トン)

順位	国名	生産:2000年	輸出:1999年(順位)
1	アメリカ	12,311	766 (2)
2	ブラジル	6,460	151
3	中国	5,023	22
4	アルゼンチン	2,900	160 (10)
5	オーストラリア	1,988	914 (1)
6	フランス	1,590	331 (7)
7	インド*	1,442	187 (9)
8	メキシコ	1,415	-
9	ドイツ	1,363	430 (4)
10	カナダ*	1,260	370 (5)
	合計	57,170	5,433

*：IWC非加盟国

参考：2000年日本生産量：534千トン

これらの国々と、表3に示した牛肉の生産・輸出実績の世界トップ10を並べてみると、見事に重なるのである。速断を恐れず推論すれば反捕鯨諸国とは、「国際牛肉生産同盟」のメンバーだと論じて間違いはなさそうである。大隅氏が挙げた国々のなかで、チリがベルリン動議国並びに表3の中に見当たらない。しかしチリは南太平洋を鯨類保護海域にするニュージーランド提案についての強い賛同国であって、まず反捕鯨に関してまったく同等の価値観を持っている国である。

もう一つの観点は、ここ数十年間の間に普及してきたホエール・ウォッチングという新しい観光産業である。大隅氏によれば、この産業の始まりは1960年代の終わりごろ米国西海岸のクジラを見るという事業が始まりのようである。その後ヨーロッパでは1980年にジブラルタル海峡付近で、イルカをボートから見るとい事業が始まり、地中

海で次第に事業として発達するのは、80年代終わりごろという。日本は1988年に小笠原におけるザトウ鯨のホエール・ウオッチングが最初らしい。大隅氏が引用しているE. ホイト「世界に広がるホエール・ウオッチング」によれば、1998年時点での日本のホエール・ウオッチングは、北海道から沖縄県におよび、年間の売上額は約4億8千万円に上がっているようである。ヨーロッパではWDCS（鯨・イルカ保護協会）が、ヨーロッパにおけるホエール・ウオッチングの現状をまとめた冊子などを発行している。

ホエール・ウオッチングそのものは素朴な自然観察であるし、鯨類資源が適正な繁殖によって海域に棲息しているかぎり、漁業者や捕鯨者と共存できるだろう。しかしこれを観光産業としての立場からみると、出航後間もなく観客に鯨の姿を見せるためには、過剰なくらいに鯨が棲息していたほうがいい。もしそういう立場をとるならば、これは極めて漁業と共存し難い産業になる。現状IWCにおいては反捕鯨諸国は、世界の多くの海域で漁獲量が減少しているのは鯨類の捕食ではなく、漁業者の乱獲のせいだと強弁しているが、鯨が多くいたほうが有利なホエール・ウオッチング産業と、あまり多くては困る漁業の立場とは、早晚国際的に摩擦を生じるものと考えられる。

この問題は、地球上の食糧供給量の保障問題とも関連していて、21世紀終わりごろの地球人口の増大と、それを維持する動物タンパク質の確保を視点に置くならば、時間とともに深刻さを増していき、果たして人類が叡知をもって食料を分かち合えるかどうか問われる問題なのである。

そういう観点でホエール・ウオッチング産業という業界の立場を考えると、彼等が主張する鯨類の保護は、素朴な自然保護主義者としての主張だけだと受け取りにくい。しかしこれらの観光産業の立場も無視できないと感じられたのは、第55回IWCベルリン会議の開会におけるドイツ政府代表の歓迎挨拶であった。挨拶は消費者保護・食品・農業大臣のレナート・キュナスト女史によって行われたが、女史は「21世紀には新しい可能性が開けるだろう、すなわちクジラの利用とは、なにも捕鯨だけではない、ホエール・ウオッチングもあるんだから」と挨拶した。この発言は、IC

RWの基本精神である捕鯨産業の健全な発展、という原則から逸脱しているだけでなく、この会議の冒頭で反捕鯨諸国が提案し多数決で成立させた、ベルリン・イニシアティブの条項に、ホエール・ウオッチングを取り上げていることと辻褃が合うのである。

8、次のステップへ

これまで述べてきたように、IWCを取り囲む諸情勢が鯨類資源量の現状や、捕鯨推進諸国の連帯など、ここ数年かなり変化してきて、反捕鯨諸国のベルリン・イニシアティブ動議や、また日本のRMPに準拠した提案など、現状の変化に対応した新しい対立軸が形成される可能性が出てきた。これまでの長いIWCの論争や摩擦における対立軸は、端的に言って資源管理的な許容論理に基づく捕鯨肯定諸国と、それに対する自然環境・野生動物保護という論理に基づく反捕鯨諸国との対立とみることができる。そしてその捕鯨肯定派とは自然保護を棚上げして、商業主義的に捕鯨を再開しようとしている国々だ、とプロパガンダされてきた数十年であった。だからこの対立は商業主義対自然保護主義と宣伝され、また日本国内のマスコミ論調もそのような認識を国民に与え続けてきたように考えられる。実際この問題が国際的にまた国内的に多くの論争を巻き起こした1970年代とは、戦後の工業化社会の発達に伴って、環境的に多くのひずみを残した時代であった。水俣病、イタイイタイ病、光化学スモッグ、川崎病、カネミ油事件などなど70年代以前に発生し70年代に原因がはっきりしたもの、70年代に問題が発生したものなど枚挙に暇がない。したがってIWCにおける捕鯨休止の決議の際に、科学委員会では捕獲頭数を制限し、国際管理さえすれば全面休止の必要がない、と勧告していたことなどまったく知らされていないだけでなく、多くの日本国民は本来国益として擁護すべき適正なる規模の捕鯨権を、日本が自然破壊の一環を担っていて、国際的に孤立している行為と誤認させられた。

ただここで、我々は自然の保護といっても、物質による環境の人為的な汚染という行為と野生動物の保護とは、まったく観点を変えなければなら

ないという原則を忘れるわけにはいかない。すなわち人為的な汚染は、大気中の二酸化炭素のような、人類の生存活動に伴う必要悪のような現象もないことはないが、ダイオキシンとか水銀イオンのような汚染行動を停止できるものは、未来永劫に汚染行動を停止し、さらに地球上から除去する努力をしなければならない。しかし野生動物の保護の問題は、人類との共存のバランスで考えなければならない問題であって、資源が回復してきて十分に再生産繁殖が可能な水準（これは資源論では最大持続生産量と称する）に達したならば、逆にそれ以上の増殖は、人類にとって有益かどうかを議論しなければならないのである。鯨類資源に関しては、いまやそのような論議を国際的に行わなければならない時点に来ているように考えられる。

以上の論議をまとめてみる。すなわち反捕鯨諸国対捕鯨肯定諸国の対立軸は、IWC内論議でもマスコミ論調でも自然保護主義対商業捕鯨主義の対立のごとく脚色されてきた。しかし管理的捕鯨推進の立場から、捕鯨肯定諸国が科学委員会の検討を重視する基本姿勢を維持し、RMPを完成させRMSの論理性を積み重ねていく過程で、この対立軸は次第に非論理主義対論理主義の対立の様相を呈してきて、その破綻が第54回IWC下関会議におけるホッキョク鯨先住民捕鯨枠設定の非科学性とダブルスタンダード性を衝かれた採決で露呈した。そしてその非論理性を糊塗することを目的として反捕鯨諸国はベルリン・イニシアティブを過半数採決し、科学委員会をこの保護委員会の指示に従わせ、かつ環境保全とホエール・ウオッチングを重要な審議事項に加えようとした。これは非論理対論理という対立軸をもう一度自然保護対商業捕鯨という対立軸に見せかけようとするプロパガンダである。したがって日本はこれに対抗するカウンター提案を国際的に打ち出す必要がある。

一方これらの反捕鯨諸国はすべて畜産国であり、また牛肉輸出国であることも明白になった。

また鯨類資源を活用するホエール・ウオッチングなる新しい観光産業の台頭も無視できないというのが現状である。

過去の日本対米国、または諸外国間における国

際間の対立を見ると、実際は国内産業の保護・育成のためという産業対産業の対立であっても、対立軸の名目はたとえば不当なダンピングを抑制するというような大義にすりかえた形をとる。軍事的な国際紛争であっても、実は石油権益の擁護かもしれないが、建前は独裁政権を倒して国民の福利を図るという大義を、表面に出すことがしばしば行われるということを念頭におく必要がある。

そのような観点から、日本が当然の国の権利として、国際社会に主張していく立場は、あくまで大義はこうだという形をとらなければならない。とりあえず次のようなものが考えられる。

- 1) これまで誤認されてきた自然保護主義対商業捕鯨主義という対立軸を、たとえば非論理的な自然保護対論理的な自然保護の対立軸という別な切り口に変えてしまう。すなわち、ミンク鯨を間引きして、シロナガス鯨、ナガス鯨のような大型鯨類の資源を守るという行動が、真に論理的な自然保護なのだという主張である。大型鯨類の出産は2年に1回、ミンクは毎年というようなプロパガンダは平易で理解されやすい。
- 2) 日本の食糧自給率から判断して、動物タンパク質の自力確保は真の国益である。牛海綿脳症による米国産牛肉の輸入停止は、必ずしも科学的に論理性があるとはいえないが、しかし国民に食糧の海外依存の危険を知らしめる効果的な事件であった。まして21世紀終末ころの世界食糧危機に備えるために、わが国の捕鯨権を守り、捕鯨技術の温存が国益にかなうことを、日本国民に周知させる必要がある。
- 3) 漁業と鯨類の捕食との競合問題は、すでにIWCから離れてFAOで討議されつつあるように聞く。この問題は海域の漁業権の問題がからんだりして、恐らく簡単な問題ではないだろうが、漁獲量の減少は乱獲のせいだという反捕鯨諸国の政府代表に対する牽制として、このプロパガンダを継続することと連動して、反捕鯨諸国の漁業者たちの生の声を収集することを実行すべきではなからうか。

このような戦略を提言できるまでに、IWC内での日本の立場が強くなったということは、多くの捕鯨関係者が証言するように、この段階に至るまでの厳しい道程を、政府代表はじめ多くの関係

者たちが築き上げてきた成果であろう。しかしこの段階にくると、いまや日本を始めとする持続的な捕鯨の推進諸国の孤立どころか、論理的で実質的な自然保護主義という大義を掲げ、国際社会でのリーダーシップを確保するという戦略をとらねばならないのではないだろうか。

さて2004年の第56回国際捕鯨委員会総会は、7月19日よりイタリアで開催される。反捕鯨諸国により何らかのカウンターパンチが予測されよう。しかしそのカウンターパンチに潜む非論理性を見抜き、それに対していかなる論理的な大義を対立させるべきかが、持続的な捕鯨推進諸国をして国際的なリーダーシップを確保できる道ではないかと考えられる。